平成２１年（へ）第１６９号
愛媛県松山市姫原３丁目６番11号
申立人　ダイコー通産株式会社
代表者代表取締役　河田　　充
権利を争う旨の申述の終期　平成21年12月17日
平成21年９月４日　　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＡＺ215616
金額　515,638円
支払期日　平成21年10月31日
支払地　東京都港区
支払場所　株式会社三井住友銀行浜松町支店
振出日　平成21年６月30日
振出地　白地
振出人　住電電業株式会社　代表取締役　末菅　賢弘
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２１年（へ）第１７３号
東京都杉並区清水３丁目31番13号
申立人　有限会社ミナミ防災
代表者取締役　木村　　勝
権利を争う旨の申述の終期　平成21年12月17日
平成21年９月４日　　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　0572　ＣＧ12672
金額　455,000円
支払期日　平成21年12月２日
支払地　東京都千代田区
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行秋葉原駅前支店
振出日　平成21年７月15日
振出地　東京都千代田区
振出人　日信防災株式会社　取締役社長　武田　迪夫
受取人　有限会社ミナミ防災
裏書人　有限会社ミナミ防災　代表取締役　木村　　勝
被裏書人　白地
最終所持人　申立人

平成２１年（へ）第１７４号
埼玉県富士見市水谷東３丁目６番12号
申立人　埼玉開発興業株式会社
代表者代表取締役　土屋　正司
権利を争う旨の申述の終期　平成21年12月17日
平成21年９月４日　　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＡＡ613343
金額　2,835,094円
支払期日　平成21年12月10日
支払地　東京都足立区
支払場所　東京東信用金庫花畑支店
振出日　平成21年８月５日
振出地　東京都足立区
振出人　株式会社西野建材　代表取締役　西野　孝義
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２１年（へ）第１７６号
東京都千代田区外神田４丁目14番１号
申立人　株式会社日立メディコ
代表者代表執行役　浜松　　潔
権利を争う旨の申述の終期　平成21年12月17日
平成21年９月４日　　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＡＢ262682
金額　1,291,500円
支払期日　平成21年10月31日
支払地　東京都板橋区
支払場所　株式会社みずほ銀行板橋支店
振出日　平成21年７月31日
振出地　東京都板橋区
振出人　新池袋商事株式会社　代表取締役　伊藤　　学
受取人　申立人
最終所持人　申立人

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第３００号
函館市新浜町107番地
債務者　坪田　富勝
１　決定年月日時　平成21年９月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで　函館地方裁判所

平成２１年（フ）第１０４号
三重県伊勢市楠部町76番地30
債務者　北村　月男
１　決定年月日時　平成21年９月８日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで　津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２１年（フ）第３３３号
奈良県大和高田市礒野新町１番11―307号
債務者　西村由里子
１　決定年月日時　平成21年９月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第３３５号
奈良県橿原市東坊城町416番地の１　県住坊城団地１―207
債務者　東　　光代
１　決定年月日時　平成21年９月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第３５８号
奈良県橿原市常盤町48番地の１マクシム常磐106号
債務者　井上　初子
１　決定年月日時　平成21年９月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第３７５号
奈良県香芝市真美ヶ丘５丁目15番９―102号　サンハイツ真美ヶ丘Ｃ棟
債務者　西原　敦子
１　決定年月日時　平成21年９月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第３７７号
奈良県磯城郡田原本町大字三笠205番地の５
債務者　吉村　成雄
１　決定年月日時　平成21年９月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第３８１号
奈良県橿原市久米町734番地ハイツ竹上３ＦＣ
債務者　水田　京子
１　決定年月日時　平成21年９月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第３９０号
奈良県高市郡明日香村大字真弓1499番地
債務者　森田　麻美
１　決定年月日時　平成21年９月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第４９号
北海道野付郡別海町尾岱沼岬町76番地の１
債務者　山崎　智美
１　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで　釧路地方裁判所根室支部